

# 答申書

令和6年2月2日

京都市長 門川 大作 様

京都市環境影響評価審査会  
会長 東野 達



令和5年12月15日付け環環管第116号をもって諮問がありました「(仮称) Landport 京都伏見」に係る配慮書案について、慎重に検討を行った結果、下記のとおり答申します。

## 記

- 1 建築物の容積及び床面積の算定根拠及びその配置について必要な理由を記載すること。
- 2 火災等に対する安全管理について配慮書に記載するとともに、万一の災害時に被害が低減できるよう十分に検討すること。
- 3 DBJ Green Building 認証の取得に必要な各項目の配慮・取組内容について、可能な限り配慮書に対応を記載すること。
- 4 大気質の評価に際しては、事業の影響を加味した濃度で、環境への影響に問題がないことを確認し、配慮書に記載すること。
- 5 大気質、騒音および振動について、工事に使用する建設機械等による近隣の住宅などへの定量的影響を評価するとともに、供用後の交通量変化による影響評価を配慮書に記載すること。
- 6 工事による発生土について、旧巨椋池時代の土壤の可能性があることを考慮し、土壤シードバンクとして活用するなど配慮すること。
- 7 事業地における動植物の生息状況について、施工までに調査・把握に努めること。特に鳥類については採餌状況と餌生物、繁殖状況についても把握に努めること。また、希少種の生息を確認した場合は移動や移植を行うなど適切に配慮すること。
- 8 事業地周辺が生息する動物の代替地として十全に機能するか把握に努めるとともに、周辺の生息環境の維持・保全について適切に配慮すること。

- 9 建築物の配置や構造等について、動物種の移動を阻害せず、かつ、周辺の営農環境への影響を回避・低減するよう適切に配慮すること。
- 10 温室効果ガスについては、材料調達などを含めたサプライチェーン、供用時の入出車両を含めた、ライフサイクルでの排出量削減について配慮すること。
- 11 日照及び光環境について、近隣農地への影響について記載し、必要な配慮を行うこと。
- 12 本答申を踏まえた市長意見に基づき、配慮書案の内容に検討を加え、配慮書を作成するとともに、配慮書に記載された環境配慮方針及び内容に従って事業を進めること。

以上